

令和 4 年度
鳥獣被害防止総合対策交付金
鳥獣被害防止対策促進支援事業のうち
ジビエ広域搬入モデル実証支援事業
第 2 次公募要領

令和 5 年 4 月
農林水産省農村振興局
農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

※本公募は、令和 4 年度補正予算に基づいて行うものである。

鳥獣被害防止総合対策交付金鳥獣被害防止対策促進支援事業のうち
ジビエ広域搬入モデル実証支援事業第2次公募要領

第1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しています。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の経営意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせています。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第10条の2第2項では、国は、捕獲等鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材の整備充実、鳥獣の食品としての利用等その有効利用の促進を図るため、需要の開拓の取組等に対する支援等の措置を講ずるものとされています。

本事業は、この一環として、捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入を推進するため、捕獲現場の地理的条件等に合わせた新たな搬入機器等の開発・改良及び実証等を行う取組を支援するものです。

第2 事業の内容

本事業は、捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入に関するノウハウ等を有する民間事業者等と処理加工施設その他の関係者で構成される検討体制（コンソーシアム）を構成し、捕獲した野生鳥獣の処理加工施設への搬入の促進に結びつくと考えられる以下の取組の実証等を実施するものとします。

広域搬入モデル事業のうち軽トラックの改造・実証

急傾斜地等の捕獲現場から処理加工施設への搬入を行うため、軽トラック（軽自動車区分に該当する小型トラック）又は保冷車に巻き上げ機（ウィンチ）等を実装し、既存の処理加工施設との連携の下、車両の機能や処理加工施設に搬入した食肉の品質評価等の実証・展示等を行うこととします。

事業実施主体は、次のアからオまでの全ての取組を実施するものとします。

ア 検討会の開催

軽トラック又は保冷車を活用した捕獲鳥獣の運搬、処理加工施設への搬入を進めるため、巻き上げ機（ウィンチ）等の設置等の方法について意見交換を行うための検討会を開催します。

イ 軽トラックの改造

捕獲鳥獣の運搬のため、軽トラック又は保冷車にウィンチ等を実装する等の実用可能な改造を行います。

ウ 軽トラックの機能等の実証

イにより改造した軽トラック又は保冷車について、既存の処理加工施設との連携の下、機能を十分発揮しうるか、また、施設に搬入された食肉の品質評

価等について実証を行います。

なお、実証に当たっては、全国よりも多くの地域で実用可能とするため、地理的、気象的条件等も考慮し、地域ブロック（東北地方、関東地方等）の異なる複数地区（2か所以上）で複数回（夏季、冬季等）実施するものとします。

また、可能な限り実証地区の近隣の捕獲者、処理加工施設、都道府県及び市町村関係者、コンソーシアム関係者等も参集し、展示効果も発揮できるように実証を行うものとします。

エ 情報発信

ウの実証後は、コンソーシアムに属する組織のホームページ、SNS等において、広く情報発信を行います。

なお、情報発信に際しては、知的財産権保護の観点から、必要に応じて一部の情報を担当部署との協議の上で非公表にできるものとします。

オ 軽トラック改造マニュアルの作成

軽トラック又は保冷車へのウィンチ等の実装方法、改造に当たっての留意事項や捕獲鳥獣の運搬にあたり必要な処理方法、現場で活用するに当たっての注意点について取りまとめたマニュアル、処理した食肉の品質評価等について取りまとめた報告書を作成します。

第3 応募者の資格

本事業の応募者は次の全ての要件を満たすコンソーシアムとします。

（1）コンソーシアムは、次の構成員により組織されることとします。

ア ジビエの広域搬入の促進に資する知見やノウハウ、技術等を有する民間事業者

イ 処理加工施設

ウ イの処理加工施設が所在する市町村

実証に必要な捕獲個体については、処理加工施設の所在する市町村と連携し、確保できる体制を整備することとします。

また、実証及び展示又は実証のみを行う市町村は参画を必須とし、展示のみが行われる地区が所在する市町村は参画を必須としませんが、事業の実施についてあらかじめ調整を行うとともに、助言等を受けられる体制を構築することとし、研究機関や大学、農業協同組合、猟友会等、実証に必要な者が構成員となることは妨げないものとします。

なお、事業効果の適切な発現のため、最低限、事業評価年度まで、コンソーシアムとして活動することとします。

（2）コンソーシアムは、実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、次に掲げる事項に係る規約等を定め、かつ、コンソーシアムの全ての構成員がこれに同意していることとします。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

- エ 解散した場合の地位の承継者
 - オ 知的財産権が発生した場合の取扱方法
 - カ 事務処理及び会計処理の方法及び責任者
 - キ 財産の管理方法
 - ク 公印の管理及び使用の方法及び責任者
 - ケ 会計監査及び事務監査の方法
 - コ アからケまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項
- (3) (2)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続において複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) コンソーシアムの運営を行うための事務局を置くこと。
- (5) 広域搬入モデル事業を行う意思及び具体的な計画並びに広域搬入モデル事業を的確に実施できる能力を有すること。

第4 交付金の交付限度額、補助率

交付金の交付限度額は次に掲げるとおりとし、補助率は定額とします。

なお、申請のあった金額については、交付対象経費等の精査により調整・減額することもあるほか、事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となります。

また、広域搬入モデル事業のうち軽トラックの改造・実証について、交付対象となる交付金の額は、35,000千円以内とします。

第5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和6年3月31日までとします。

第6 交付対象経費の範囲等

交付の対象となる経費は、以下のとおりです。

申請に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、交付対象となる交付金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果、決定されることとなります。

また、必要経費については、円単位で積算することとします。

ただし、事業実施上不要又は過度と認められる経費は交付対象外とします。

(1) 設備備品費

「設備備品費」とは、事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要経費です。

ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限ります。

なお、取得単価が50万円以上の設備、備品については、2社以上の見積書（当該設備、備品を販売する者が1社しか存在しない場合を除きます。）及びカタログ等を提出することとし、耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該設備、備品を管理する体制が整っているもの

とします。

また、当該設備、備品を別の者に使用させる場合は、使用及び管理についての契約を交わすこととします。

(2) 事業費

1) 会場借料

事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費です。

2) 通信・運搬費

事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費です。切手は物品受払簿で管理し、電話等の通信費については、基本料を除くこととします。

3) 借上費

事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器等の借上経費です。

4) 印刷製本費

事業を実施するために直接必要な資料等の印刷の経費です。

5) 資料購入費

事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費です。新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除きます。

6) 原材料費

事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費です。

7) 消耗品費

事業を実施するために直接必要な短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品、USB メモリ等の低廉な記憶媒体、実証試験・検証等に用いる低廉な器具等の経費です。

(3) 旅費

1) 委員等旅費

事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費です。

2) 調査等旅費

事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費です。

(4) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費です。

謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定することとし、その単価の設定根拠となる資料を提出することとします。

また、事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできないものとします。

なお、実証に必要な野生鳥獣の捕獲については、必要な許可を受けた上で捕獲するものとし、実働に応じた対価を謝金として支払うものとし、有害捕獲として捕獲した個体を利用する場合は、捕獲活動経費と重複で支払うことのないようにすることとします。

(5) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費です。

賃金については、広域搬入モデル事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とし、事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできません。

賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出することとします。

賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとし、

また、雇用通知書等により広域搬入モデル事業にて雇用したことを明らかにすることとし、実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めないこととします。

(6) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するため、それだけでは広域搬入モデル事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費、振込手数料等とします。

第 7 事業実施主体及び事業計画の審査

第 12 により提出された応募申請書類について、次に掲げる方法及び手順により審査します。

1 審査の方法及び手順

(1) 書類確認

応募の要件（応募者の資格、交付申請金額、事業期間、重複申請の制限等）について、担当部署において、要件を満たしていることを確認します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

(2) 書類審査

2 に定める審査委員会において、審査を行います。

(3) ヒアリング審査

審査委員会において、申請者（代理も可能とします。）に対するヒアリング審査を必要に応じて実施します。

なお、ヒアリング審査を実施する場合、出席しなかった応募者は申請辞退とみなします。

(4) 最終審査

書類審査及びヒアリング審査の評価結果を踏まえ、交付金交付候補者を選定します。

(5) 交付金交付候補者の決定

審査委員会による審査結果は農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」といいます。）に提出され、農村振興局長は、交付金交付候補者を最終決定します。

2 審査委員会

農林水産省農村振興局に設置する鳥獣被害防止総合対策交付金審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）は、外部有識者を含む審査委員（以下「委員」といいます。）により、審査を行います。

また、委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後であっても第三者に漏洩しないこと、当該情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持義務を遵守することとしています。

なお、審査の経過は通知しません。提出された事業実施計画の書類等の資料は、応募者に一切返還しません。

3 審査の観点

審査委員会における審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

なお、応募申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった応募団体の場合は、この旨を審査に反映します。

また、審査の方法や手順、観点については、変更される場合があります。

(1) 実施内容

- ・ 事業実施計画において、第2に示す事業内容が記載されているか。
- ・ 本事業の趣旨を十分に理解・把握した提案を行っているか。また、偏った内容の計画となっていないか。
- ・ 事業内容及び手法が明確であり、効果を高める工夫が見られるか。

(2) 実施計画

- ・ 本事業の実施計画及び実施体制が具体的に示されているか。
- ・ 本事業の実施方法及びスケジュールに無理がなく、実現性があるか。
- ・ 事業内容に照らして、資金計画（積算内訳）が妥当なものであるか。

(3) 応募者

- ・ 応募者又はコンソーシアム及び協議会内の民間事業者等は、高い実績を有しているか。
- ・ 応募者は、事業実施上、適正な会計手続を行い得る体制を有しているか。
- ・ 応募者は、本事業を実施する能力・体制を有しているか。

4 審査結果の通知等

審査の結果については、交付金交付候補者が最終決定し次第、速やかに応募者に対してその旨通知します。

最終決定された交付金交付候補者については、その名称及び事業名を農林水産省のホームページ等で公表します。

第 8 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続等

第 7 の 4 により交付金交付候補者の最終決定の通知を受けた応募者は、速やかに交付金の交付に必要な手続を行うこととなります。

- 1 第 7 の審査において、修正等を行う必要があるとされた事業実施計画については、交付申請の前に、修正等を行った事業実施計画の提出をしていただきます。
- 2 提出された事業実施計画を確認した後、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 2333 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」といいます。）に基づき交付申請書を提出していただきます。提出された交付申請書を審査した結果、適当であると認められた場合には、交付決定の通知をします。
- 3 なお、事業実施計画書及び交付申請書の内容については、審査の過程で修正していただくことがあります。

第 9 事業の開始時期等と交付金の支払い

本事業の開始時期は、原則、交付決定の日からとし、事業完了後、交付等要綱に基づき実績報告書に必要書類を添付し、事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 4 月 10 日のいずれか早い日までに提出していただきます。その後、提出された実績報告書等について審査し、実際に使用された経費について交付金の額を確定した後、交付金の額の確定通知書を送付するとともに交付金を支払います。

第 10 重複申請等の制限

応募者が次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、又は交付金交付候補者の最終決定若しくは交付金の交付決定が取り消されます。

なお、第 2 の 1 の（１）から（４）まで又は第 2 の 2 の（１）及び（２）の取組について、複数の取組に申請することは可能です。

- 1 同一の内容で、既に国から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合
なお、国の他の補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えありません。
- 2 不適正経理に伴う応募資格の停止の場合
競争的資金の適正な執行に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加は認められません。

第 11 事業実施主体の責務等

第 8 の 2 により交付金の交付決定を受けた事業実施主体は、本事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の事項について遵守することとします。

1 事業の実施

事業実施主体は、関係法令、交付等要綱等を遵守し、効果的かつ効率的な事業の実施に努めなければなりません。

2 交付金の経理

交付を受けた交付金の経理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) この交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されます。
- (2) 事業実施主体は、本事業の一部を委託した際の委託費も含めて、交付金全体の適切な経理を行わなければなりません。
- (3) 事業実施主体は、交付金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

3 調査

事業実施期間中、担当部署は、本事業の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含みます。）を行います。

事業実施主体は、交付等要綱に基づき事業年度途中における本事業の進捗状況及び交付を受けた交付金の使用状況を農林水産大臣に報告しなければなりません。

4 評価

事業実施主体は、本事業終了後に、事業成果の波及効果や活用状況等に関する評価を行わなければなりません。

5 取得財産の管理

本事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、事業実施主体に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関して、次のような制限があります。

- (1) 本事業により取得した財産又は効用の増加した財産及び開発・改良等した試作車（機器）等については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的な利用を図らなければなりません。

なお、事業終了後も農林水産省から実証データ等の提供を求めることがあります。

また、外部からの視察や展示の希望があった際には、可能な限り対応するものとしします。

- (2) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産及び開発・改良等した試作車（機器）等のうち1件当たりの取得価額等が50万円以上の財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に規定する処分の制限を受ける期間において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣から承認を受けた財産の処分によって得た収入については、交付を受けた交付金の額を限度として、その全部又は一部を国庫に納付さ

せることがあります。

- (3) 本事業により開発・改良等した試作車（機器）等については、本事業で製作した旨を標示してください。

6 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権（以下「特許権等」といいます。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、事業実施主体は次の条件を守らなければなりません。

また、本事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守るものとします。

- (1) 本事業において得た成果に関して、特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく農村振興局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を第三者が利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農村振興局長と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

7 収益状況の報告及び収益の納付

事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間は、毎年度、本事業の成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益が生じた場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。

また、事業実施期間終了後5年間に於いて、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡又は実施権の設定、その他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

8 事業成果等の報告及び発表

本事業の成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、事業終了後に、必要な報告を行わなければなりません。なお、農林水産省は報告のあった本事業の成果を公表できるものとします。

また、本事業の成果については、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広

く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めなければなりません。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること及び論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記するとともに、公表した資料を農林水産省に提出しなければなりません。

9 その他

(1) 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体（コンソーシアムの各構成員を含む。以下同じ。）の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

ア 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかから調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。）は、利益等排除の対象となります。

（ア）事業実施主体自身

（イ）100%同一の資本に属するグループ企業

（ウ）事業実施主体の関係会社

イ 利益等排除の方向

（ア）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって交付対象額とします。

（イ）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（マイナスの場合は、0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（ウ）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象額とします。

これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とします。）をもって取引価格からは利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠となる資料を提出するものとします。

(2) 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を他のものに委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができます。

(3) その他国の法令等により義務が課せられることがあります。

第12 応募方法等

1 応募申請書類

3の公募説明会における事業内容、書類作成方法の説明を踏まえ、応募申請書類チェックシートに掲げる書類を作成し、必要部数を以下の応募期間内に応募してください。

なお、第7の審査は提出書類に基づいて行い、チェックシート記載の申請書類以外の資料は審査委員会では使用できません。

2 提出方法

提出期間及び提出先（問合せ先）等は以下のとおりです。

(1) 提出期間

令和5年4月26日（水曜日）～令和5年5月26日（金曜日）17時（必着）

(2) 提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

(3) 問合せ先

問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除きます。）の午前9時30分～午後4時30分（正午から午後1時までを除きます。）とします。

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

TEL：03-3502-8111（内線5491）

FAX：03-3502-7587

(4) 応募申請書類の部数等

必要部数は応募申請書類チェックシートのとおりです。応募書類は必要部数を1つの封筒に入れ、“ジビエ広域搬入モデル実証支援事業申請書在中”と応募する事業名を表に朱書きをして提出してください。

3 公募説明会

本事業に係る公募及び応募申請に係る説明会を行います。（オンライン）

令和5年5月12日（金曜日）13時30分～14時30分

日程の調整等を行いますので、説明を希望する場合は、上記問合せ先まで御連絡ください。

第13 審査スケジュール

審査委員会：令和5年5月下旬予定

交付金交付候補者の最終決定等の連絡：令和5年6月中旬予定